

改正案内人がサポートします

新・制度改正《NAVI》



～新・制度改正NAVIでは、人事労務に関する最新の法改正情報をお知らせいたします～

今回は、毎年8月に変更される雇用保険各種給付金（主に失業給付、雇用継続給付金）の日額の範囲等の見直しについてご案内いたします（平成26年8月1日以降）。

（雇用保険法）

変更のポイント

**雇用保険の失業給付・雇用継続給付などの支給額が
下がる可能性があります！！**

～平成26年8月分からのものが対象となります～

雇用保険の各種給付金の見直しについて

雇用保険の各種給付金（失業給付、雇用継続給付など）については、『毎月勤労統計』の平均定期給与額の変動に基づき、一定の上限・下限額等が決められております。そして、この上限・下限額等は、毎年8月に見直しをすることになっております。

今回は、平成25年度の平均定期給与額が前年比で約0.2%減少したことから、この上限・下限額等ともに若干の引き下げが生じます。

そのため、失業給付・雇用継続給付などの支給額が下がる可能性が出てくるのです。

具体的な上限・下限額等について

今回は、失業給付と雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）についての上限・下限額等をご案内します。

失業給付について

～失業給付の支給金額を算出するための『賃金日額※1』と『基本手当日額※2』の
上限・下限額つき、毎年8月から改定されます～

1：賃金日額とは、離職した日の直前の6か月に支払われた賃金から算出した金額のこと。

「雇用保険受給資格者証」の14欄に記載されています。

2：失業給付の1日あたりの金額のこと。「雇用保険受給資格者証」の19欄に記載されています。

<上限額について>

離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
29歳以下	12,810	12,780	6,405	6,390
30歳～44歳	14,230	14,200	7,115	7,100
45歳～59歳	15,660	15,610	7,830	7,805
60歳～64歳（3）	14,940	14,910	6,723	6,709

3：65歳以上の離職者は【高年齢求職者給付金】の対象となります（上記同様の見直しがあります）。

<下限額について>

年齢	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後
全年齢	2,310	2,300	1,848	1,840

高年齢雇用継続給付について



A 支給限度額の見直し

変更前：341,542円 ⇒ **変更後：340,761円**

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額以上の場合は、支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金の額と高年齢雇用継続給付として算出された額の合計が支給限度額を超える場合は、高年齢雇用継続給付の支給額が一部不支給となります。

B 最低限度額の見直し

変更前：1,848円 ⇒ **変更後：1,840円**

高年齢雇用継続給付として算出された額が上記の金額を超えない場合は、不支給となります。

C 60歳到達時等の賃金月額（※）

	60歳到達時等の賃金月額（円）	
	変更前	変更後
上限額	448,200	447,300
下限額	69,300	69,000

60歳到達時の賃金月額とは、60歳到達時点の直前の6か月間に支払われた賃金総額を180で除して算定された額（賃金日額）の30日分の額のことです。

育児休業給付について

支給率の違い（※）	支給限度額（円）	
	変更前	変更後
上限額（支給率67%）	286,023	285,420
上限額（支給率50%）	213,450	213,000

支給率の違い⇒育児休業開始日から180日目までの支給率は67%、181日目からは50%です（本年4月1日から法改正により改定）。

介護休業給付について

	支給限度額（円）	
	変更前	変更後
上限額	170,760	170,400



社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。

TEL：03-3694-6091

メール：info@yamadasougou.co.jp